

総行安第12号  
令和4年3月31日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件他5件の一部改正について（通知）

下記の6件の告示について、別添告示のとおり本日改正され、令和4年4月1日から施行されますので、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

- 1 令和4年総務省告示第96号  
外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成3年自治省告示第74号）
- 2 令和4年総務省告示第97号  
地方公務員災害補償法第2条第9項及び地方公務員災害補償法施行規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成4年自治省告示第57号）
- 3 令和4年総務省告示第98号  
地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件（平成4年自治省告示第58号）
- 4 令和4年総務省告示第99号  
地方公務員災害補償法第36条第2項第2号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3第1項及び第2項並びに附則第5条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成4年自治省告示第59号）
- 5 令和4年総務省告示第100号  
地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成8年自治省告示第95号）
- 6 令和4年総務省告示第101号  
地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件（平成31年総務省告示第165号）

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係  
電話：03-5253-5560（直通）

○総務省告示第九十六号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。</p>	<p>外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率
	〔略〕	〔略〕
	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇〇
	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇〇〇
	補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率
	〔同上〕	〔同上〕
	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇〇

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

○総務省告示第九十七号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第九条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前															
<p>地方公務員災害補償法第二条第九項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とし、地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる災害発生の日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間の区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで</td> <td>一・〇〇</td> </tr> <tr> <td>令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで</td> <td>一・〇〇</td> </tr> </tbody> </table>		期間の区分	率	〔略〕	〔略〕	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇〇	<p>地方公務員災害補償法第二条第九項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とし、地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる災害発生の日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間の区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔同上〕</td> <td>〔同上〕</td> </tr> <tr> <td>平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで</td> <td>一・〇〇</td> </tr> </tbody> </table>		期間の区分	率	〔同上〕	〔同上〕	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇
期間の区分	率																
〔略〕	〔略〕																
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇																
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇〇																
期間の区分	率																
〔同上〕	〔同上〕																
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇																

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

## ○総務省告示第九十八号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第十一项及び第十三項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一项及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、九四一円	一一、九五七円	二十歳未満	五、〇八一円	一一、三八四円
二十歳以上二十五歳未満	五、四三六円	一一、九五七円	二十歳以上二十五歳未満	五、五八九円	一一、三八四円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇四九円	一一、九八五円	二十五歳以上三十歳未満	六、一六四円	一一、四三二円
三十歳以上三十五歳未満	六、二七二円	一六、六九六円	三十歳以上三十五歳未満	六、五七七円	一七、一六三円
三十五歳以上四十歳未満	六、六九三円	一九、六八九円	三十五歳以上四十歳未満	六、八五四円	一九、四〇七円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇四九円	二一、五〇五円	四十歳以上四十五歳未満	七、〇七〇円	二一、六〇一円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇九六円	二二、八九八円	四十五歳以上五十歳未満	七、二〇八円	二二、七六〇円
五十歳以上五十五歳未満	六、九九四円	二五、一八九円	五十歳以上五十五歳未満	七、〇九〇円	二五、三〇八円
五十五歳以上六十歳未満	六、五七〇円	二五、三一九円	五十五歳以上六十歳未満	六、五八三円	二五、〇九三円
六十歳以上六十五歳未満	五、四七三円	二一、〇三二円	六十歳以上六十五歳未満	五、四二〇円	二〇、八七〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九四〇円	一六、一一七円	六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一五、二五八円
七十歳以上	三、九四〇円	一一、九五七円	七十歳以上	三、九七〇円	一一、三八四円

附則

1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、令和四年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第九十九号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

一 地方公務員災害補償法第三十六条第二号及び地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項の総務大臣が定める率は、別表第一の上欄に掲げる年度の分として支給された遺族補償年金及び障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。ただし、遺族補償年金及び障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金については、別表第二の上欄に掲げる年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

二 地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第二号及び附則第五条の総務大臣が定める率は、別表第二の上欄に掲げる障害補償年金及び遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

別表第一

年 度 の 区 分	率
[略]	[略]
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇〇
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇〇

別表第二

年 度 の 区 分	率
[略]	[略]
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇〇
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇〇

改 正 前

一 地方公務員災害補償法第三十六条第二号及び地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項の総務大臣が定める率は、別表第一の上欄に掲げる年度の分として支給された遺族補償年金及び障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。ただし、遺族補償年金及び障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金については、別表第二の上欄に掲げる年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

二 地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第二号及び附則第五条の総務大臣が定める率は、別表第二の上欄に掲げる障害補償年金及び遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

別表第一

年 度 の 区 分	率
[同上]	[同上]
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇〇

別表第二

年 度 の 区 分	率
[同上]	[同上]
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇〇

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。



## ○総務省告示第百号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第三十条の二第一項の規定に基づき、平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の総務大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>	<p>地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の総務大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>	<p>地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の総務大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>	<p>地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の総務大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>
<p>介護を要する状態の区分</p>	<p>介護を受けた日の区分</p>	<p>金額</p>	<p>金額</p>
<p>常時介護を要する状態</p>	<p>一 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が七万五千二百九十円以下であるときに限る。）</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万六千五百五十円を超えるときは、十七万六千五百五十円）</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万三千九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）</p>
<p>随時介護を要する状態</p>	<p>一 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が三万七千六百円以下であるときに限る。）</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が八万五千七百八十円を超えるときは、八万五千七百八十円）</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が八万五千七百八十円を超えるときは、八万五千七百八十円）</p>

2 1 附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

この告示による改正後の規定は、令和四年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

○総務省告示第百一号

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第七項の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第百六十五号（地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
<p>地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。</p>		<p>地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。</p>	
補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	額	補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	額
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	三千九百七十円	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	三千九百七十円
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	三千九百四十円		

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。